

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	荒尾市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.arao.lg.jp/q/aview/181/6552.html

執行機関名 荒尾市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成23年告示第131号)による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成23年告示第131号)による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年6月17日文部大臣裁定)第2条	荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第2条 この補助金は、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図るため、市町村(特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。)が実施する就園奨励費事業に対して国がその経費の一部を補助し、もって <u>幼稚園教育の振興に資することを目的とする。</u>	第1条 この要綱は、私立幼稚園に就園する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興を図ることを目的として交付する荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱